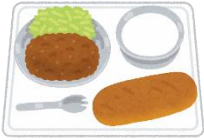


❀給食おかず代の補助のお知らせ（実費徴収等に係る補足給付）❀



「幼児教育・保育の無償化」に伴い、一部の世帯について副食費（おかず代）の負担軽減策が実施されます（月額上限 5,100 円）。

愛知県内の私立幼稚園（子ども・子育て支援新制度に移行した園を除く。）に通う園児のいる世帯で該当される方につきましては、是非ご利用ください。



どうしたらもらえるの？

→次の①～④のいずれか一つでも該当する世帯が対象です。

- ① 年収 360 万円未満相当世帯（市町村民税所得割額が 77,100 円以下の世帯※）
- ② 小学校 3 年生から数えて第 3 子以降の子どもがおり、かつその子どもが幼稚園に通っている世帯（第 1 子及び第 2 子の副食費は対象外）
- ③ 生活保護世帯（要証明）
- ④ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者又は里親に委託されている園児の保護者（要証明）



どのくらいの金額がもらえるの？

→年間の在園月数に応じて、おかず代として実際にかかった費用です（月額上限 5,100 円）。

※具体例 4 月～3 月まで在園し、4 月～3 月分までの間、おかず代として毎月 6000 円支払った場合

⇒ 5,100 円×12 月＝

最大年間 61,200 円 給付されます

※給付対象は給食費のうち副食費（おかず代）のみです。そのため、実際に支払った給食費と給付金額が異なる場合があります。



年収360万円未満相当（①）に該当するかどうかの確認方法は？

➡年収360万円未満相当かどうかの確認については、給与所得者の場合、目安として、「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の通知書」により確認することができます。

下の計算方式に当てはまらない場合でも該当する場合があります。正確な判定は、申請後に幼保企画課で税情報を確認して判定しますので、該当すると思われる方は、積極的にご申請ください！

（参考）市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書

所得	給与収入 給与所得 所得金控除額 その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分	営業等 不 利 配 当 給 付 一時	課税 標準	総所得③	市民税 税額控除額④ 所得割額⑤ 均等割額⑥ 県民税 税額控除額④ 所得割額⑤ 均等割額⑥ 軽減額⑧ 森林環境税額⑨ 特別徴収税額⑪
所得 控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・ひ・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 特定親族特別 基礎	控老 扶養親族 該当区分 本人該当区分 繰越損失	課税 標準	山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 市場株式等 先物取引	税額控除額④ 所得割額⑤ 均等割額⑥ 軽減額⑧ 森林環境税額⑨ 特別徴収税額⑪ 控除不足額⑫ 既充当額⑬ 既納付額⑭
所得 控除 合計	所得控除合計②	基礎	控老 扶養親族 該当区分 本人該当区分 繰越損失	課税 標準	総所得③	税額控除額④ 所得割額⑤ 均等割額⑥ 軽減額⑧ 森林環境税額⑨ 特別徴収税額⑪ 控除不足額⑫ 既充当額⑬ 既納付額⑭

1月1日に名古屋市在住の方
「総所得③ × 0.06 - 平均3,000（調整控除）」
が77,100以下



小学校3年生から数えて第3子以降の子ども（②）とは？

➡以下のとおり、小学校3年生よりも下の子どもで、3番目以降の方については、所得に関係なく対象となります。

※具体例 A：長男小5、長女小3、次女幼稚園→×

B：長男小3、長女幼稚園年長、次女1歳児→×

C：長男小3、長女小1、次女幼稚園年長→○

1番目

2番目

3番目

問い合わせ先

名古屋市子ども青少年局保育部幼保企画課

☎ 052-971-1101